

練馬区地域福祉計画推進委員会
第4期第2回権利擁護部会

- 1 日時 令和8年3月11日（水）午後2時～午後3時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1901会議室
- 3 出席者 **【部会員】**
飯村部会員、齋喜部会員、上山部会員、石川部会員、上原部会員、
加藤部会員、轡田部会員、酒井部会員、千葉部会員（以上9名）
【区出席者】
福祉部管理課長、障害者施策推進課長、高齢者支援課長、保健予防課長
地域福祉係長
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴者なし
- 6 議題
 - (1) 令和7年度の取組状況報告
 - (2) 成年後見制度の見直し等について（国の動向）

○部会長 それでは、皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより練馬区の地域福祉計画推進委員会第4期第2回の権利擁護部会を開催したいと思います。

本日は、皆様も御存じのように、3月11日ということで、東日本大震災が起こりましてから15年たっているということですが、私は、実は今、立教大学にいますが、ちょうど2010年4月から立教大学に参りまして、2010年3月まで福島県いわき市にある大学で勤務させていただいておりました。

その僅か1年後にあのような震災が来るとはとても考えられないことで、震災があるたびにその日のことをいろいろと思い出したりしているのですけれども、それぞれの生活が非常に困難を極めて、今もなお大変な方はたくさんいらっしゃいます。

ちょうど私が東京に移った直後にこの震災があって、話を聞いた方は例えば心の病にかかっているような方で、御自分のところの家は震災で半壊でも全壊でももちろんなかったけれども、周りのおうちが全部なくなってしまって海が見えるような景色にたった一人取り残されても今の災害支援のところでは何の手当もないというような状況で、それから15年たってもまだ同じような状況が続いているのですけれども、いろいろな制度ができたり、新しい改革や改善ということが行われても、最も大変な方たちの置かれている状況というのは、私たちは忘れないようにしたいなとこの日に改めて思ったりいたしました。

それでは始めますので、まず事務局から部会員の出席の状況、情報公開、傍聴について御報告をお願いします。

○事務局 事務局です。

現在、8名の部会員に御出席をいただいております。なお、遅参する旨の御連絡を1件いただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいませんが、区の福祉事務所の高齢者支援係長が傍聴しております。

会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載をする予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にメール等でお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。

なお、会議の内容につきましては記録のため録音させていただきますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

では、本日の議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

○事務局 では、引き続きまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料は、次第の他に資料1が、練馬区地域福祉計画推進委員会権利擁護部会の部会員の名簿でございます。

資料2が、令和7年度を取組報告ということで、ホチキス留めになっているものがございます。

資料3は、成年後見制度の見直し等についてということで、横長のホチキス留めの資料になっております。

それから別紙1といたしまして、市民後見人の養成の流れ、こちらはA4、1枚のものになります。

別紙2が、市民後見人養成研修報告、A3、1枚のものになります。

別紙3が、練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱になっております。

配付資料の確認は以上となります。不足等ございましたらお知らせください。

○部会長 ありがとうございます。

皆様、よろしいでしょうか。

それでは、会議次第に従いまして、早速議事を進めていきたいというふうに思います。

まず、次第の2、令和7年度を取組状況報告ということでございまして、まずは事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○事務局 事務局です。

資料2を御覧ください。

令和7年度の権利擁護が必要な方への支援を実施するという施策についての御報告になります。

取組項目の1の事業番号40、成年後見制度の利用に関する支援です。

経済上の理由により、成年後見制度の利用に関する費用の負担が困難な方に対して助成を行い、また、制度が必要とされる方が速やかに利用できるよう、区長申立を適切に実施するものです。

令和10年度の目標は、申立経費の助成件数が52件、後見人等の報酬費用の助成が126件となっております。

3の実績の（1）が申立経費の助成件数の推移です。

令和7年度は12月末時点で19件となっております。

なお、令和6年度から本人申立と親族申立など、区長以外の申立てにも対象を拡大しまして、令和6年度中に本人申立が2件、親族申立1件、助成制度の利用がございました。

（2）のところが報酬助成の推移です。

令和6年度は87件、令和7年度は12月末時点で66件の助成を行っております。

2ページを御覧ください。

先ほど少し申し上げましたが、令和6年度から成年後見制度の申立経費の助成対象や要件を拡大しております。こちらの太字で記載されている部分になりまして、区長申立以外の申立てに対象を拡大し、助成の要件を住民税非課税かつ預貯金額50万円以下の方に拡大しております。

②の報酬助成につきましても、監督人に対する報酬も助成対象に加えております。

申立経費の助成とともに制度の周知に取り組んで、必要な方に使っていただける制度にしていくことが課題となっております。

3ページを御覧ください。

取組項目2からは、市民後見人の養成と支援です。

こちらは、練馬区社会福祉協議会のほっとサポートねりまと協働いたしまして、養成研修を実施しております。

本日、ほっとサポートねりまの所長にも御出席をいただいておりますので、令和7年度の養成研修や修了者の状況につきまして御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員 今日もよろしくお願いいたします。

別紙資料、別紙の1と別紙の2で御説明をさせていただきます。

まず、別紙の1につきましては、令和7年度の市民後見人養成研修の流れとなっております。

まず、市民後見人ですが、弁護士や司法書士といった専門的な資格を持つ専門職や、また、親族以外の市民による後見人の方で、区市町村の研修を修了して必要な知識ですとか、倫理観、また、技術を学んで家庭裁判所から選任された者を市民後見人と呼んでおります。

こちらは令和7年度の養成の流れですけれども、東京都では平成17年から市民後見人の養成研修が始まっております。

練馬区では、それを受けてフォローアップ研修ですとか行っておりまして、平成26年度からは練馬区独自で権利擁護センターほっとサポートねりまと区と連携いたしまして、毎年、市民後見人の養成を行っているというところになっております。

こちらが、説明会の、大体どのような手順で市民後見人になっていくかというのが別紙の1の流れで、今年につきましては6月11日に東京弁護士会の先生が説明会のところで39名の区民の方がお集まりになりまして、そこから入門研修が6講座となります。

この入門研修6講座というのは、どなたでも御参加いただけるということで対象者理解ですとか、基本的な制度の理解ということで6講座を設けております。そこから選考に至りまして基礎研修、応用研修という形で市民後見人になっていく手順となっております。

別紙2につきましては、こちらが令和7年度で行われた市民後見人研修の細かなカリキュラムという形になっております。

今年は6名の方が選考から基礎研修、応用研修に進みまして、今現在5名の方が今年度の修了者ということで、応用研修からは2年間かけての受講が可能ですので、1名の方が来年度受講という形で、今年につきましては5名登録という運びになります。

これから権利擁護センターほっとサポートねりまの事業であります地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動をしていただけて受任を待つという形になっております。

市民後見人は、同じ地域で暮らす住民として、御本人と同じ地域で暮らす目線で一緒に寄り添って活動ができる有効的な後見活動の一つだと思います。身上保護を中心として、御本人にまめに面会をしたり、もちろん専門職の先生がまめに面会できないとか、支援ができないということではないのですけれども、同じ地域で暮らす後見人だからこそできることがたくさんあるというところで、非常に地域活動にもつながるという部分では有効的な活動だと思っております。

研修につきましては、市民後見人の養成研修、こちらが大体70時間ぐらい、事前にオンラインの研修ですとか、実習等もありますので、個々に時間は幅がありますけれども、この研修の約20講座ぐらいあるのですけれども、そのうちの約半分の10講座は練馬区内で関係機関として地域包括支援センターですとか、障害者地域生活支援センターですとか、そういった権利擁護の窓口の職員の参加ですとか、区民の方にも公開した形で講座を有効的に活用したものとなっております。

こちらにいらっしゃる部会長、副部会長にも御協力をいただいて、この地域でいろいろな弁護士の方ですとか、病院の先生、あるいは学識経験の方ですとか、非常に多くの方に御協力をいただきながら研修を行っていきます。

令和8年度につきましても、今、6月を開始で準備を進めているところです。

説明については以上です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、もう一度、資料2にお戻りいただきまして、4ページになります。

取組項目の3、権利擁護に関連する支援事業を充実するというところで、将来の不安に備えた支援の実施です。

事業内容は、主に二つございます。

まずは、おひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などの方に対し、在宅時の見守り事業を一体的に提供することで、在宅で安心して暮らし続けることを支援するため、「高齢者在宅生活あんしん事業」を実施しております。

もう一つが、ほっとサポートねりまに開設しました終活相談窓口で受け付けた相談内容からニーズを把握しての必要なサービスの検討です。

まず、1点目の高齢者在宅生活あんしん事業の令和7年度の実績は、12月末時点で2,407人となっております。

こちらは、緊急通報システムと見守り訪問、見守り電話、見守り配食とICT機器を使った見守りを組み合わせて利用できるものになっておりまして、令和6年度からは高齢者の熱中症対策の一つとして、音声で注意喚起する機能を備えた新しい緊急通報システムを導入しております。

また、離れて暮らす家族がスマホ等で高齢者を見守ることができるICT機器の導入などの事業助成を開始いたしまして、支援を拡充しております。

もう一つは、ほっとサポートねりままでの新しい事業の開始です。

近年、単身世帯が増加するとともに、高齢者の方のひとり暮らし世帯も増えておりまして、ほっとサポートねりままでの終活相談窓口でもひとり暮らしなどの方で家族の支援が受けられないような方から将来の不安に関する御相談が寄せられております。

そこで令和8年4月から高齢者等の社会的な孤立による不安を解消するため、身寄りが

ない高齢者等の支援策として「ねりま架け橋プロジェクト～ひとりにしない～」を開始いたします。

まず、資料の（１）が終活情報登録事業です。

この終活情報登録事業は、万が一のときに備えて本人の家族や関係者の連絡先であったり、かかりつけの医療機関、希望する医療行為の書かれたものとか、葬儀の生前契約先など、終活に関連する情報を事前に登録していただくことで、御本人が病気や事故などで意思表示が難しくなったり、お亡くなりになったりしたとき、事前に指定した親族や病院などからの照会を受け、社協が情報を開示する仕組みです。

急病や事故などの緊急時に御本人からの情報の提供が難しい場合でも、この登録情報を活用することで、本人の意思に沿った支援につなげることを目的としております。

事業のイメージ図にありますように、情報を登録された方には、持ち運びができる登録カードと登録があることを表示した御自宅用の登録証をお渡しいたします。緊急時などの際に、最初に対応することになる警察、消防であったり、病院と行政の福祉関係部署などが登録カードを見て、社協に情報の照会を行い、開示された連絡先などの情報から、さらに必要な支援につなぐことができます。

それから5ページを御覧ください。

もう一つが、終身サポート事業です。～そなえ・あんしん365～という事業名がついております。

終身サポート事業とは、身近に頼れる親族がいない高齢者など、将来の生活に不安を抱える方に対して、もしものときのサポートを契約に基づいて行うサービスとなるものです。

ひとり暮らしの高齢者や家族との関係が希薄で身近に頼れる親族がいない方が増えておりまして、入院の手続きを誰が行ってくれるのかとか、亡くなった際に誰が遺体を引き取ってくれるのかなど、生活上の不安を抱える方が増えていらっしゃいます。

御本人の判断能力が低下していない段階でのこうした見守り支援や緊急連絡先の確保や死後の事務などは成年後見制度だけでは対応しきれない領域でもあります。

そこで新たに練馬区社会福祉協議会が、これらの支援を行う終身サポート事業を開始いたします。

特に心配されることの多い入退院時の支援であったり、入院入所時の連絡先となること、お亡くなりになった際の葬儀、納骨、家財処分などの手配を行います。

葬儀・納骨などのサービスにかかる実費の費用として、あらかじめ御本人に用意して社協に預けていただく預託金については、資力が十分ない方でも支援が受けられるように、できるだけ低廉に設定いたします。

また、同様のサービスを提供する民間事業者と連携して、相談者のニーズや資力に応じた支援につなげます。

終身サポート事業は、本人の財産や死後の事務手続といった法的行為を扱うため、最初は利用の契約手続とかが複雑なものになったり、預託金を用意する負担の面から、どなたでも気軽に御利用いただくというような事業とはならないかもしれませんが、あらかじめ本人の意思を契約時に確認しておくことで、必要時には本人の希望する支援につなぐことができ、身寄りのない方を地域で支える仕組みとなります。

なお、相談窓口であり、実施機関となる権利擁護センターほっとサポートねりまでは、

人員増を行うなど体制の充実が図られております。

御説明は以上です。

○部会長 ありがとうございます。

皆様から、ただいまの御説明について、何か御質問ですとか、あるいは御意見、御確認事項ありましたら。

○委員 質問というか、私が聞き取れなかったのだと思うのですが、資料の5ページの目のところで、「終身サポート事業～そなえ・あんしん365～」の開始の下から2行目のところ、同様のサービスを提供する民間事業者と云々ということがありますが、この民間事業者、最近いろいろな事業者が出てきて、いろいろな形で団体もつくりかけられているという話を聞くのですが、この同様のサービスを提供する民間事業者をどのような基準で適切な民間事業者として判断をされているのかというのが1点と。御説明されていたらごめんなさい。私が聞き取れなかったです。

それから適切として判断した民間事業者、これからのひとり暮らしの高齢者が、私どもが事業をしても大変多いものですから、そういう方向けに、ほっとサポートだけでは手が足りなくなると思いますので、当然、区として、またはほっとサポートとして適切だよという民間事業者の周知を今後考えていらっしゃるのか、その辺の2点をお伺いしたいのですが。

○部会長 ありがとうございます。大変大事な点かなと思いますけれども。

まず、課長から回答をお願いします。

○管理課長 今の御質問の中でおっしゃっていただいたとおり、今、本当にネット検索するといろいろな事業者が出てくるのですよね。

こういう事業をチェックする行政の機構もない中で、どうやって連携していくのかということで、全国的に同業者団体というか、その中で相互チェックするという仕組みを用意しているものが一つ、二つございますので、実はそこの協議会、あるいは協会に、こういう連携の相手先としてどうだということを投げかけさせていただいています。

その中で、先方から、かなり厳しい審査を受けている事業者であれば、団体としても自信を持って御案内できますというような情報も受けておりますので、本当に幾つもないのですけれども、団体との連携というのがこの先は考えられるのかなと思います。

併せて、こういう取組そのものは、社協だけで完結するものではないと思いますので、今回連携する民間事業者の情報ですとかというのを広く、例えば高齢の機関とかと共有しているのか、こういう後見をやる機関と共有しているのかというのは、団体にも確認を試みようかなと思っていますので、それを踏まえて、できるだけ安心でこういう事業につながられる事業者を皆様に御案内できるように努めていきたいというふうに考えております。

○委員 ありがとうございます。

この間、私どもで交流カフェをやりましたときに、90代の方が3人いらっしゃいまして、お元気なのです。要介護ではないのです。老人以上、介護未満なのです。もう1人は50代の娘さんで、ひとり暮らしの80代の方も老人以上介護未満のお父様を心配しているということで、介護になれば包括ですけれども、その前の段階のひとり暮らしがどんどん増えてくると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○部会長 御要望もありがとうございます。

この点はよろしいですかね。

他の委員の方はいかがでございましょうか。何かございますか。

○委員 ほっとサポートに人員を増加するというあれですけれども、大体どれぐらいの人数で、どれぐらいの期間で増やしていくのか。

それで、また増やした場合、こういう事業の場合にはあまり人が変わると継続性が薄れてしまうので、ある程度、長い期間そこに定着して指導ができるような、相談ができるような寄り添い方の支援、その辺はいかがでしょうか。

○管理課長 まず増員でいうと、来年度から常勤職員を2名増員していただく形で予算を組んでいるところであります。

なぜ2名ということですと、今回は新規事業を二つ、ほっとで実施していただくことになるのですが、他の自治体でも同様の取組をしているところがあって、そうしたときに相談件数が増えたりして、それを練馬区の人口規模とかに当てはめた場合に、今のほっとの規模だと常勤2名をまずは配置する必要があるかなということ、その予算組みをさせていただいています。

あとは、蓋を開けて見て、どういうふうに相談の流れが変わってくるかというところがありますので、そこは見てまた適宜と思っています。

○委員 私たちは10部署ありますけれども、基本的には相談業務が社会福祉協議会では多くなっております。

人が変わったとしても、それが絶えることなく、通常の支援が継続できるように、私たち職員一人一人はそういう思いでやっておりますので。あとは継続性という委員がおっしゃったように、そこも加味しての異動という形で、また4月に新たな年度を迎えるということになるかと思えます。

○部会長 委員、よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 他の皆様、いかがでございましょうか。

○委員 私は、今のことで関係してなのですけれども、4月から開始、スタートということなのですが、いきなり4月から始めますとって体制等が整うかどうか。事前の準備が結構必要ではないかと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○管理課長 おっしゃっていただいたとおり、例えば、これを受けたいということで御相談にこられて、4月1日から契約になるかという、それはなかなかさにあらずだと思えます。

今パンフレットとかも作成しているのですが、判断能力をきちんと有しているということで公正証書遺言を作成してもらったり、実際にサービスの契約をするまでには2か月、3か月ぐらにかかるとも想定されておりますので、そこは本当に一人一人の状況を聞きながら必要なプロセスを踏んでいかなければいけませんし、弁護士、司法書士の御協力をいただきながら進めていくことになるのかなというふうには思っております。

です、看板は掲げさせていただきますけれども、体制については走りながらという部分もあるのかなと。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○部会長 ありがとうございます。

他はいかがでございますか。

今、御説明いただきました2の項目全体は、本来は令和7年度の報告というような取組状況ですけれども、御説明をいただいております4ページ目の4番の（1）（2）のところは、令和8年度新規事業ということでもありますので、この辺りは、状況をまた見ていただきながらという部分もあるかなというふうに思いますが、何か。

○委員 もう一つ。そなえ・あんしん365の事業に、例えば市民後見人の養成研修を終えられた方が生活支援とか、そういうところに入るようなことはお考えがあるのでしょうか。

○管理課長 今、こういうパッケージの事業は、社協が既にやっている地権の事業の対象を拡充していこうではないかというふうに、国での議論が進んでおります。

そうしたときに、先ほど地権事業では、今言った支援員が40名ぐらいいっちゃって、その方がいろいろな見守りだったりという活動をしてくださるわけなのですが、法の立てつけで言うと、支援員がこういう事業についてもいろいろとやっていくということも想定されるのですが、当面は支援員ではなくて、ほととの職員が日常的な支援をしていこうかというふうに、今はそんな話をしているところです。

ただ、その行く先というか、また国の法改正とか利用者数の状況とかを踏まえて支援員を活用するかどうかというのはまだ検討かなと思っています。

○委員 市民後見人の活用というところで、厚労省も後見人だけではなくて、いろいろな方法で地域に活用することが必要なのではないかというところもありまして、練馬区でもいろいろと成年後見制度の周知の部分で市民後見人等同席をしたりとか、そういった部分では今回の新しい事業についても想定の中には入っていますけれども、まずは、私たちプロパーの職員の中でやって、何か課題があって、何がどうなのかというところを見極めた上で、そういった市民の活動につなげていければというふうに思っています。

どのぐらいの相談者の方があって、どのぐらいという。今は月一ぐらいを例えばモニタリングというか、その方の状況確認という部分で考えておりますけれども、どのぐらいの契約数が伸びてというところも加味しながらなっているかなというふうに思っています。

○部会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 国の動きが分かりにくいという補足だけさせていただきますと、もともとこういった身元保証ですとか、死後事務といったところのニーズがあるのは、皆さん、特に現場の方は、もう非常に高く御存じかと思うのですけれども、これを練馬でいうと地域福祉権利擁護事業に加えて新日自というスタイルで国の審議会に出てきたのですね。

ただ、出てきた後に、またいろいろな議論ですとか要望も寄せられておりまして、この事業そのものは判断能力が不十分な方ではなくて、十分にある方が自分の死後、あるいは自分が身寄りがないというようなことに対して事前に社会福祉協議会と契約をして結ぶという話なので、これは日常生活自立支援事業とは別にしてくださいという要望を都道府県社協からかなり厚生労働省に出したりしているのです、どういう法律になるかというのは、実は今の段階では確実には分かっていない。

来月から始まる新しい令和8年度、この年度に恐らく国会で上程されるということになるかと思いますが、そこが、まだかなり実態的にはグレーの部分もありますので、むしろ地域の皆様方から要望ですとか、そういうのは出していただいて、区であったり、社協であったりというところに御提案をいただく方が、より現実的な仕組みになっていくのかなというふうに私は考えたりしておりますので、皆様も、ぜひそれぞれのところから御要望いただけるというかなというふうに思います。

○部会長 ありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。よろしいですかね。

（なし）

○部会長 それでは、次の項目に参りたいと思います。

次第の3番でございますが、成年後見制度の見直しについてということで、こちらは資料3について、まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局 では、資料3を御覧ください。

前回の部会におきまして、国において成年後見制度の見直しが進められていることを御報告いたしました。資料3によりまして、簡単に振り返りも含めて御説明いたします。

5ページをお開きいただけますでしょうか。

成年後見制度、こちらは、制度の開始から25年が経過しておりますが、その制度については課題があるというふうに指摘されておりました。

5ページの真ん中の現状及び課題の中ほどに成年後見制度に対する主な指摘として、赤字で記載されている部分になります。

一度利用を開始すると本人の判断能力が回復しない限り終了できないという点や、後見人の権限が広すぎて本人の自己決定が必要以上に制限される場合があること、本人の状況が変化しても後見人の交代が困難であることなどが挙げられておりました。

さらに、国連の障害者権利委員会からも、右下に小さくあるのですけれども、意思決定を代行する制度を廃止する観点から民法改正することという勧告を受けたこと、これも今回の改正を後押しする要因となっています。

これらの課題に対し、法務省の法制審議会での検討が行われまして、令和7年6月に中間試案が公表されました。

7ページを御覧ください。

例えば、後見人の包括的な代理権等によって、本人の自己決定が必要以上に制限されるという課題に対して、後見・保佐・補助の現行の三類型を基本的に維持する案や当該本人に必要な特定の事項の代理権・取消権を個別に付与する類型を新たに設ける案など、複数の案が示されておりました。

ここまでの前回の部会で御報告をしたところになります。

そしてこのたび1月27日に法制審議会において、法改正の要綱案が取りまとめられまして公表されました。

前後して恐縮ですが、資料の3ページをお願いします。

大きな変更点としましては、現在の後見・保佐・補助という三つの類型、こちらを廃止しまして、補助に一本化をするということです。

この3ページの上半分は現行制度についての記載で、対象者の事理弁識能力の程度によ

って、左から補助・保佐・後見と定められていたものが、中ほどから下にかけて見直し後の制度では、補助の適用範囲が拡大をされておりまして一本化をされております。

改正後は代理権や同意権を必要とする支援の内容によって個別に付与する仕組みとなりまして、本人の自己決定権がより尊重されるということになります。

また、現行の後見では、後見人に包括的な代理権が与えられていますが、改正後は必要な範囲を定める方式に変わります。

今回の改正はかなり大幅な改正となっております、現場の対応も大きく変わっていくことになる見込みです。

事務局からは以上ですが、本日御出席の副部長をはじめ、先生方からも補足で御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○部長 ありがとうございます。

なかなか法制審議会の内容自体も分かりにくい部分があるので、ぜひ今日は法曹の先生方がおいでなので、御解説をいただければと思います。

○副部長 はい、よろしいですか。

本当にこれは文章で見るとすごく分かりにくくて、もうちょっと簡単に説明できないものかというものは確かにあるので、私なりに正確性は犠牲にして簡単にポイントをお話させていただきます。足りないところはまた補足していただけるかもしれないので、取りあえず私から御説明させていただきます。

資料の3ページで見たように、今まであった三類型の保佐・後見というものがなくなります。補助に一元化されるというのが今回の最大のポイントです。

何でこういうことをするかというと、今まで後見人の包括的代理権がすごく不評だったわけですね。何でもかんでもできる代理人ということで。なので、今後は、言葉を選べばオーダーメイドの後見制度にしていこうという形で、本人により寄り添う制度に変えていきたいと思います。

ただ、この中で、補助に一元化されているのですけれども、今までは事理弁識能力という、お医者さんが判断している能力が変わると類型が変わるといだけの物差しだったのが、もう一つ物差しが増えまして、その方にとって制度が必要かどうかという物差しが新たに加わりました。これが後見制度、終わる後見になれるのではないかとというような変更になりました。

今までは本当に意思表示が全くできない人であれば、これはずっと後見がついて、それから外れることができなかつたわけですがけれども、今後この改正が動き出せば、そういう状態で仮にあったとしても、その方を十分保護する他の制度で賄えることができるのであれば、後見制度がやめられる可能性がある制度に生まれ変わりそうです。

必要性というものを判断するのが裁判所であるので、どのような状況で必要性を判断するかという部分がまだはっきりとはしていないので、そこら辺が運用上どういうふうになっていくかというのはすごく大事なところなのですが、まずは今まで絶対に終われなかつた後見が、終わることができるかもしれない制度になったぐらいに考えていただければと思います。

それから、もう一つ大事なところが、今までの制度で一番言われていたのが、一旦後見人がついてしまうとその方が悪いことをしない限り解任はされない、そういった話で交代

が難しいというところが指摘されていました。

今後は解任事由というのが一つ増えまして、本人のために必要であるならという部分が入りまして、大事なところが今まで解任を受けると私たち専門職は一つの案件を受けると全部解任になる仕組みだったのですね。それが今度の新しい解任事由というのは、その欠格事由に当たらない解任ということになりました。

つまり、私たちは一つでも解任を受けたら大変なことになるので、必死で抵抗していた人もいたかもしれないのですね。ですが今回、本人とうまくいっていないのだから、取りあえず交代しなさいよという解任。解任という言葉が強いのですけれども、そういったことが可能になりそうだとということで、専門職側も結局その案件だけを解任されても欠格事由にならないので、それで交代がスムーズにいくだろうと。よりその方に適した方が選びやすくなるということも今回の改正のポイントなのかなというふうに思います。

あとは、先ほど申し上げた必要性の物差しというのは、私たちが1年ごとにやる定期報告で、その部分を必ず必要性を述べなければいけなくなったのですね。なので、毎年毎年、裁判所で、この後見は必要なのかどうかということ判断するということになりますので、それが、もし必要性が認められないのであれば、そこで後見が終わるということもあり得るという制度に変わります。

それから、今回は民法の改正なのですけれども、任意後見も一部変わりました、任意後見は今まで監督人選任が契約効力発行という少し分かりにくい構図だったのですね。それが、法定後見と同じような開始審判という仕組みに変えましょうとしました。

これは何でそうなったかという、実は今の制度では、後見監督人、任意後見監督人が必ずつく制度だったのですね。それが不要ないときにはつけなくてもいいのではないかという議論がありまして、家裁が直接任意後見人を監督する、監督人のいない任意後見というものの可能性が出てきました。これによって任意後見がさらに使いやすくなるのではないかとされているのですが、ここのポイントというのは、裁判所もさすがにぎりぎりまでここは抵抗していた部分と話は聞いていますので、かなり限定的な運用になるのではないかとこのように予測されています。

なので、法定後見も使いやすく、任意後見も使いやすく、そういった話が今回押さえておきたいポイントなのかなというふうに思います。

何か他に、もしあればお願いいたします。

○委員 コンパクトにポイントを整理していて、あとは多分細かい話になってしまうので、どちらかという御質問があれば適宜という方がいいのではないかと思います。

○部会長 ありがとうございます。

では、皆様から、ぜひ、この機会に御質問などいただければよいのではないかと思います。何かございますでしょうか。

○委員 もしかしたらもっとサポートさんにいろいろと実務の影響があると思うのですけれども、補助の一本化されます、申立てをするときの要件が、先ほどの判断能力の低下と、あと具体的にこういう必要があるのだというのが条件になりますと。

申立てを誰がするのかということなのですからけれども、今までは法律で書いてあった人、本人とか、何親等の親族で、それにプラスアルファで公正証書でこの人を申立権者に指定しますとできるようになったのですよね。なると言われていて、それが親族ではなくても

構わないという、限定されていないみたいなのです。

なので、そこら辺の将来補助とか何だとかという一つ備えとして何かあったときに、この人、あるいは、この機関に申立権者に会ってくださいと、申し立ててくださいというのを事前に指定できるというのがあるので、その辺はもしかしたらほっとサポートさんとかで、もし可能ならサポートみたいなものが出てくるのかなという、分からないですけどもね。今の1点だけ追加です。

○部会長 ありがとうございます。

この点は、本当にこれから私たち一人一人が将来をどう備えるかというような問題などが本当に大きく関わってくるかと思うので、そういうことのためにどう考えていくのか。

あるいは一方では、そこが難しい方たちが今まで後見類型とかがあったわけなので、この新しい仕組みをどう運用していくのかということのも、数年の間はいろいろな議論ですとか、現場の試行錯誤が若干あるかなというふうに、私は考えたりしておりますけれども。

皆様から何かございましたら、ぜひ御質問はいかがでしょう。

○管理課長 この話は非常に重要かつ結構困難な、支援者側にとって言うとかかなり困難な話かなと思ひまして、実は福祉事務所で区長申立の事務を主に行っている係長と一緒に聞いてもらっているわけなのですが、先ほどの申立ての方がいろいろと増えるということの中で首長申立の制度がありまして、それも今は包括的な仕組みのもとで大体三類型にして、後は司法書士にお願いしますとか、弁護士にお願いしますという形で身上保護・金銭管理までやっていただいていることになると思うのですが。

具体的な現場の実務がどう変わるかなというところが明確にイメージできているわけではないのですが、相当に必要性であったり、首長申立をする際の必要性であったり、その方のような状況と言ったらいいのか、それを今まで以上に精緻に説明する必要が出てくるというような改正内容だというふうに受け止めてよろしいですか。

○副部会長 私はそう思います。

今まで、要は判断能力がないですということしか申立てには出さなかったわけですよ、ほぼ。今度は、それプラス必要性を申立ての時点で裁判所に判断してもらわなければいけないということは、その人の取り巻く状況であるとか、要は、それこそ、その人がいる地域にどういう制度があるとか、そういったこともすごく重要になってくると思うのです。

なので、いろいろなところが、先ほど話に出ていた新日自という形で後見制度に代わるものを用意していたり、例えば有名なところでは、手をつなぐ育成会の東京では預かり金制度というのをしっかり作っていて、財産管理に関するサポートを施設側でしっかりできるような形を作っていたりしますので、そういったものが後見制度に変わり得ることになりますので、そういうものがない、誰もこの方をサポートする制度の仕組みもないというようなことを主張することによって、必要性というのを証明していくという話になると思いますね。

○委員 まだこの議論が煮詰まっていない部分というか、具体的に、必要性の判断を裁判所がどう判断するのかというのがよく分からない、これからのだと思っておりますけれども、今までの申立書は、弁護士が申立てをしますときは、もちろん当然これとこれが必要というのを具体的に書いたりはしていたのですが、今まで以上に、もう少しきちんと検証をして特定していかないとイケなくなるだろうなと私も想定しています。

他に、この人のこういうことがあって、この場面で守る必要があるとか、危険だというのを申立書で出す。さらに、それをカバーする他の手段、他の制度、他の措置が全くありませんというところまで言う必要はないらしいのですけれども、他にない、これしかやらないというところまで言う必要はないけれども、他に代替する、カバーする手段があるかどうかというのは当然考慮に入ってくるということで、後見以外何もありませんというまで言う必要はないらしいのですけれども、ある程度考慮されるし、あとは当然御本人の意思も考慮する要素に入ってくるということで、どうなのかよく分からないというのが正直なところですよ。

○**部会長** 管理課長、よろしいですか。

○**管理課長** ありがとうございます。

そうしますと、本人の状況など判断能力が厳しいというのは見立てた上で、周囲の状況として、今は戸籍などを追って支援してくれる親族というのはいない、本人もなかなか意思表示が難しい、だから後見制度に頼りたいというような申立てが結構多いかと思うのですけれども、加えて、こういう今回の話もそうですけれども、地域の中での支援策と言ったらいいですか、そういったことも総合的に加味して、支援制度でいう補助人が必要だというふうな必要性も申立てが求められてくるだろうというような認識で、分かりました。ありがとうございます。

○**副部会長** この部分は、まだはっきりしていないのです。この改正が現実になるのが多分2年ちょっとはかかる。その間に細かな規定類が出来上がってくると思うのですね。そこである程度見えてくるものというのは出てくるのかなというふうには思っています。

○**部会長** ありがとうございます。

先ほどのではありませんけれども、この数年が現場の意見の出どころというか、よい制度にしていくためには、ここでこういうことでは宙ぶらりんになってしまうかという話をきちんと出していくのは非常に大切かなというふうに思います。

それから、今の段階で御本人の同意をどう得るかというのもまた非常に不十分でよく分かりにくいのですが、これをきちんとある程度社会福祉の分野では特に考えておきませんと安易なうなずきで同意をしましたとなるのは違うと思いますし、とはいえ、御本人は全くもう同意能力はないですとできない人のレッテルを貼るのも全く違うという話にはなるかと思うので、では、どういう説明とどのような意思表示があつたら同意とみなせるのかという現場ならではの實務のところを詰めていくところも大事かなと思いますし、それから第二種社会福祉事業では、福祉サービス利用援助事業との整理や法律行為とは何か等のなかなか厄介な問題なのですが、福祉サービスの利用が後見制度で本当に対応できるのかという議論は今まであまりなされていないという現実もありましたので、ここでまた、きちんと議論を積み重ねていくというのは大事かなというふうに思っております。その辺もまた今後、皆さんから御意見をいただければと思っております。

他の委員はよろしいですか。何か小さいことでも構いませんので、もし気になったことがありましたら、ぜひ。何かございませんか。知的障害の、先ほど育成会の話が。

○**委員** ありがとうございます。親問題になるのですけれども、いいですか。

会員のお母さんが今月亡くなられて、急性という感じで亡くなられて、またそのときになると、ざわざわ親の会でも話が出ていたりもするのですけれども、毎回話題には出るの

ですけれども、学べど学べどで、追いかけていかず、今は決定段階ではない、空白ではないのだけれども、そこまで見据えているような感じで。

育成会でも勉強会などのZ o o mでやってくださっているのですが、そこで関心がある人はさっき言われたように一番大事なものというか、他にも全部大事なのですけれども、本人の意思確認というのが重要になってくると思うので、それで、親なき後の場合には本人の確認をどうやってとっていつてくれるのかということもありますし、その方に本当に全て任せていこう、また変わるようなあれですけれども、交代ができないということに、その点では、すごくそれが一番、私たちは一歩下がって、こう見ている感じです。いざという感じで。

それぞれ、いろんなことで講演会をして知ったり、研修会に入ったり、いろいろなものを読んだりして勉強しているのですけれども、利用率はまだまだ。これがいい方向に動いていったら、また私たちも学び直して進めていかないと本当にいけないことだというふうには感じています。そんな感じです。

○部会長 法改正は、本当にいい方向に行くために改正するわけなので、ぜひこれをよき方向に行くためには、実態から、いろいろな意見を聞くということが大事ですよ。ぜひ、またお持ち帰りいただいたり、練馬の仲間というか、皆様にもぜひ御意見を今後いただけたらというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いします。

他はいかがでしょうか。

○委員 一つ教えていただきたいのですけれども、今後の変わった制度のことですけれども、今現在、補助・保佐・後見についていらっしゃる方たちは、どういうふうになっていくかというところが気になっているので、教えていただけたらと思います。

○副部会長 そちら辺に関しては、公式なところでは出ていないと思います。

ただ、法制審議会の座長をやっている方が私たち司法書士の研修でお話くださったときには、選べるようになる。今までの方々は新法でやっていくか、今までのとおりでやっていくか、選べるようになるのではないかということをごらんとおっしゃっていました。

なので、それは本当にこれから経過措置が実際に法務省で作られていくので、それがどういうふうに確定するか分からないのですけれども、少なくとも座長の先生はそういう表現をされている。

○委員 まだその辺もこれから。

○副部会長 これからです、具体的には。

○部会長 他はいかがですか。何か。

○委員 要するに、後見監督人がいなくてもいいような法になるという。

○副部会長 任意後見の話ですね。

○委員 なくてもいいという判断基準は、それで裁判所が行う。

○副部会長 そうですね。

○委員 そうすると、それを要するにどういったことだと必要ないかというのは、全く申請した側には分からないという状況であるということなのですね。

○副部会長 ただ1点だけ、今日はお話しなかったのですけれども、任意後見のところ、もう一つ新しいポイントがあって、契約書を作成するときに、自分が監督人として誰がなってほしいかということをご公正証書に書けるようになるのです。なので、その中で、監督

人がいない、家裁に直接監督してほしいという要望が書かれていたときに裁判所がどういうふうに判断するかというところは、今後、面白いと言っては申し訳ないですけども、裁判所がどう考えるかですよね。

○部会長 よろしいですか。

他はいかがでしょうか、何か。

あるいは福祉業界に対しての要望とかありましたら、ぜひ、今日は福祉事務所の現場から傍聴にいらしていますので。

○副部会長 本当に常日頃から一番お世話になっているところなので、本当に頭が下がる思いばかりなのですが、私が気になっているのは、先ほどの申立ての段階で審判が出るまで時間がかかるようになるのではないかと。かなり判断することが増えると思うのですね。

そこら辺が、先ほどみたいに、ある一定のルール化をされて、こういうときは大丈夫、こういうときは、もう必要性あり、なしと分かれていくような話ではないようなところで、申立てから時間がかかるというのは危惧しているところだと思います。

ただ、それでも裁判所はもうやらざるを得ないところなので、これはもう本当に行政がというよりは社会が求めていってほしいのは、法務行政がもうちょっと手厚い人員を用意できるような形であるべきなのではないかというのは社会が求めていくところかなというふうには思いますね。

○部会長 1999年の法改正のときも、法務省は人員をどのくらい増やすのかというのを国会で質問されましたら、7名と国会の議事録にまだ残っておりますが。

裁判所が大きなまだ権限を持つ制度になり判断が委ねられる仕組みには変わらないので、その辺りをどう考えるかということもまたいろいろな立場から意見を出していくというのも大事なのかなということですね。ありがとうございます。

他は何かございますか。

○委員 特にありません。

○部会長 大丈夫ですか。ありがとうございます。

今いろいろと御意見をいただきましたように、こちらはまだ確定的なものにはなっておりませんので、今後も引き続いて、いろいろな情報交換をしながら必要な要望、意見ですか、取りまとめていくというような形で計画したいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題は次回日程ということでございますが、これにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 事務局です。

次回の日程につきましては、次第の4に記載がございますとおり、令和8年8月上旬頃を予定しております。少し先の予定になりますけれども、よろしくお願いいたします。

開催日が近づきましたら、また改めて書面にて御案内を申し上げます。

以上です。

○部会長 ありがとうございます。

本日予定をしておりました案件は以上ということになります。最後に全体を通して皆様から何か御意見、あるいは御質問、言い忘れたというようなこと、御確認でも結構です

けれども、何かございますでしょうか。

○委員 少しよろしいでしょうか。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 成年後見制度利用支援事業の充実というところで、助成要件が住民税非課税かつ預貯金50万円以下となっていますが、これは50万円以上が妥当かどうかわかりませんが、隣の中野区は60万円です。また、品川区は120万円に増額になったそうです。比較すると、練馬区は低いわけです。報酬助成の額が増えることではありませんが、上限額の50万円が申請の際、きつと感じます。ご検討いただけないでしょうか。

○管理課長 保護ではないけれども、保護間際の人というのを想定しての預貯金額だったかと思えますけれども、そういう他区の状況もあるということでしたので、いろいろと決めさせていただきたいなと思えます。ありがとうございました。

○副部会長 乗っかってもいいですか。

私たち後見人の報酬は最低額が26万4千円です。今、助成が24万円ということで、もう絶対に足が出るのです。

私が最近就任した方で、資産が5万円しかないという方もいらっしゃって、そういう方々にしてみれば余分な部分もきちんと手当が出るような現実的な金額になるというのも地道な利用促進だと思いますので、ぜひ御検討いただけるとありがたいなというふうに思えます。

以上です。

○管理課長 最後の最後にありがとうございます。

○部会長 御検討の上、よろしく願い申し上げます。

○委員 シルバーパスですけれども、住民税非課税の方は、東京都からの補助で昨年から1万円ぐらいで購入できますが、聞くところによると荒川区はさらに1万円補助してほとんど無料で利用できるようです。荒川区は都電が走っていますが、練馬区も大江戸線が利用できますので、同じように考えてもらえないでしょうか。外出すると、皆さん、認知症がかなり改善されるような話も聞いています。今まではお金を出して乗っていたのが、無料なら新宿まで行ってみようかとか、光が丘まで行こうという人が結構増えてきたみたいですね。トータルで練馬区の支出も少なく済むのではないかと思います。

○高齢者支援課長 所管に伝えておきたいと思えます。

○委員 お願いします。

○部会長 予防効果があるそうです。ご検討お願いします。

○部会長 はい、どうぞ。

○委員 そのことで、精神障害の場合も、活動が広がることによって障害の度合いがどんどん低くなっていくということがかなり言われているのです。だから、いかに少ない賃金でやるためには、交通運賃は物すごくウエートが高いものですから、ぜひとも、公共料金についてはそういったことも考えてもらいたいということで、全く同じという考えですね。

○管理課長 ありがとうございます。

○部会長 ぜひ御検討ください。ありがとうございました。

他はよろしいですか、委員の皆様。

(なし)

○部会長 それでは、事務局から何か御連絡事項はございますでしょうか。

○事務局 本日はありがとうございます。

限られた時間の中での議論でしたので、もし何か伝えきれなかった御意見等がございましたら事務局宛にお電話やメールで御連絡ください。よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、最後ということで、副部会長から一言あればお願いいたします。

○副部会長 皆様、大変お疲れさまでした。

本当に制度がよくなっていくという未来がようやく見えてきたところだと思います。

ただ、これはあくまでも制度利用者の方がもっと声を上げていく。先生がおっしゃっていましたが、本当に交代しやすくなるということは、より皆さんに評価される人間が選任されやすくなるということでもあるので、どんどん後見人という質が上がっていく制度になると思うのです。なので、そのためにも苦情とかを拾い上げるということも非常に大事ですし、皆さんが声を上げるということもすごく大事だと思いますので、遠慮なく、本当に私たち推薦団体におっしゃっていただければ、しっかりと指導をやっていきたいと思っておりますので、ぜひともそういった御協力をよろしくお願い致します。

本日はお疲れさまでした。

○部会長 それでは、だんだん暖かくなってきましたけれども、まだ朝晩が寒いですので、皆様、本当に御健康に御留意されて、それぞれに御活躍をというふうに思っております。

本日は誠にありがとうございました。これで終了させていただきたいと思っております。お疲れさまでした。